



福岡医発第1306号(地)

平成18年10月 6日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師
会長 横倉



平成19～21年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進
事業費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費
補助金に係る事業計画の提出について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がありました。
つきましては、各病院へは、福岡県保健福祉部より直接通知されていますが、貴
会からも会員病院へ周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



18医指第1791号

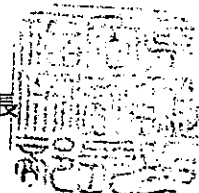
平成18年9月26日

社団法人 福岡県医師会長

社団法人 福岡県病院協会長 殿

社団法人 福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)

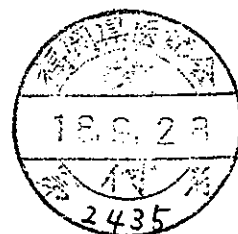


平成19～21年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画の提出
について（通知）

このことについて、別紙のとおり、照会しておりますので、会員への指導方よろしく願います。

添付資料 「補助事業一覧表」
「補助希望概要書1・2」
「補助事業計画上の留意点(平成19年度)」
「照会回答要領」
「病院への照会文」

福岡県保健福祉部
医療指導課
松本・井上
TEL：092-643-3373



補助事業一覧表

事業名	補助内容	主な補助条件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者・内線	照会先	
へき地診療所施設整備事業	診療所、医師住宅及び看護師住宅の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	へき地診療所	1-2 1 P	医療指導課 地域医療係 井上 3145	市 町 村	要
へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の購入費	へき地診療所	3-2 6 P			
過疎地域等特定診療所施設整備事業	眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所、医師住宅及び看護師住宅の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	市町村が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業	1-4 7 P			
へき地患者輸送車(艇)整備事業	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	市町村が行う患者輸送車、患者輸送艇の整備事業に対して都道府県が補助する事業	3-3 11 P			
過疎地域等特定診療所設備整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器等の購入費	市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に県が補助する事業	3-7 18 P			
救命救急センター施設整備事業 (新型を含む)	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強に要する工事費又は工事請負費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センター	1-3 20 P	医療指導課 地域医療係 棚田 3145	左 の 病 院	要
救命救急センター設備整備事業 (新型を含む)	救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品の備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費 心電図受信装置の購入費 ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センター	5-3 24 P			

高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒の特殊疾病患者用医療機器購入費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う高度救命救急センター	5-3 24P	医療指導課 地域医療係 榎田 3145	左の病院	要
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要な診療棟、がん専用病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	公的病院や民間病院が行うがん診療施設	1-5 27P	医療指導課 医務係 松本 3142	公的病院並びに民間病院	要
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機械等の備品購入費	公的病院や民間病院が行うがん診療施設	5-7 32P			
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な機能訓練棟、診療棟の新築、増改築に要する工事費	公的病院が行うリハビリテーション施設	1-6 34P		公的病院	
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療器械の備品購入費	公的病院が行うリハビリテーション施設	5-8 39P			
共同利用施設設備整備事業（開放型病院等）	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟や開放型病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	事前に共同利用施設として圏域内の医師会の同意を得た民間病院や地域医療支援病院	1-9 41P		地域 公民 的 間 病 院 医 療 支 援 病 院	要
共同利用施設設備整備事業（高額医療機器）	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の購入費	事前に共同利用施設として圏域内の医師会の同意を得た公的病院や民間病院、地域医療支援病院	5-9 46P			
小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設	1-1 48P	子育て支援課 母子保健係 綾部 3095	公民的間病院	要

小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療器械（新生児集中管理室「NICU」に必要な医療器械を含む。）の備品購入費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設NICUを設置する場合には、二四時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置する他、以下の設備を整えるものとする。 ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・保育器 ・その他新生児集中治療に必要な設備	3-1 51P	子育て支援課 母子保健係 綾部 3095	公民的 間病院	要
周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室として必要な周産期専用病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設	1-2 52P			
周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室に必要な医療器械の備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設 周産期集中強化治療室には、以下の設備を整えるものとする。 ・分娩監視装置 ・呼吸循環監視装置 ・超音波診断装置 ・その他周産期集中治療に必要な設備	3-2 55P			
院内感染対策施設整備事業	病院の個室化及び個室の空調設備整備に必要な工事費又は工事請負費	公的病院や民間病院 厚生労働省実施の院内感染講習会への参加 (医師又は看護師) バス・トイレ付きの個室整備	1-10 56P	医療指導課 医療指導係 伊達 3146	民間病院	要
院内感染対策設備整備事業	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	民間病院	5-10 59P		民間 公的病院	
看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的な取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策の実施	(8)-3 (8)-4 64P	医療指導課 医務係 松本 3142	民間病院	要
看護師宿舍施設整備事業	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的に取組 院内研修等独自の離職防止対策の実施	(7)-3 (7)-4 65P			

公立病院：都道府県、市町村
 公的病院：日赤、済生会、厚生連、北社協
 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

医療施設近代化施設整備事業 (一般病床及び療養病床) ※新築・増改築による療養病床の整備を除く	病院施設の患者療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいづれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡)確保すること 4. 整備区域の病床数の10%以上の削減(条件あり) 5. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 6. 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること	1-11 P69	医療指導課 医務係 松本 3142	公民的 間病 院院	要
医療施設近代化施設整備事業 (精神病床)	病院施設の患者療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいづれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること 4. 病床数の10%以上の削減(条件あり) 5. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 6. 整備区域の病棟は、最低20床	同上	障害者福祉課 精神保健福祉係 佐竹 3110	公民的 間病 院院	要
医療施設近代化施設整備事業 (結核病床)	結核患者の療養環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる結核病棟又結核病床の改修等の工事費	公的団体や民間病院 1. 結核予防法第36条の規定に基づく、指定医療機関であること 2. 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること。 4. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいづれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 5. 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること	1-11- 2 P77	健康対策課 結核感染症係 池内 3137	公民的 間病 院院	要
地域災害医療センター施設整備事業	地域災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害医療センター	1-15 P85			
地域災害医療センター設備整備事業	地域災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害医療センター	5-11 P91	医療指導課 地域医療係 井上 3145	公民的 間病 院院	要

治験施設整備事業	治験施設として必要な治験専門外来、治験管理部門の新築、増改築及び改修に要する工事費	民間病院 以下に掲げる治験管理部門の拡充整備 1. 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室等) 2. 治験管理部門 事務部門(治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門(治験依頼相談室、被験者相談室) その他(諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等)	P 9 4	薬務課 生産指導係 田尻 3185	民間病院	不要
医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	民間病院 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること	1 P 9 8	医療指導課 医務係 松本 3142	民間病院	要
内視鏡訓練施設施設整備事業	内視鏡手術の訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	民間病院	P 1 0 2	医療指導課 医療指導係 伊達 3146	民間病院	要
内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル(動物用)、麻酔器、無影燈スコープ、光源装置などの購入費	民間病院	P 1 0 5			
人工腎臓不足地域設備整備事業	人工腎臓装置の購入費	人工腎臓不足地域 (直方、鞍手・久留米医療圏を除く)	3 P 1 0 6	医療指導課 医務係 松本 3142	人工腎臓不足 地域の病院	要
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費	情報通信機器の活用により病理画像、エックス線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による対応を行う (ア)テレパソロジー 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対し病理組織の顕微鏡画像、眼底画像、超音波画像、内視鏡画像等を主に動画像として伝送し、診断支援側は動画像を基に観察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。 (イ)テレラジオロジー 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対しエックス線、CT、MRI等で撮影した画像を静止画像として伝送し、診断支援側は静止画像を基に観察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。 (ロ)在宅患者用遠隔医療 医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理山等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの医療支援を行う。	P 1 0 8	医療指導課 医務係 松本 3142	公民的問 病院	要

臨床研修病院施設整備事業	外来診療部門、救急診療部門、総合診療部門、在宅医療部門、病歴管理室等の拡充整備に係る新築、増改築等に係る工事費又は工事請負費	私立医科大学付属病院及び厚生労働大臣が指定した私立病院の開設者(公的病院を除く)	別添2 P109	医療指導課 医務係 松本 3142	左記の病院	不要
研修医のための研修施設整備事業	研修及び研究のために必要な講義室、討議室、図書室等、夜間の自主研修や救急患者に対応するための仮眠室の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	私立医科大学付属病院、私立歯科大学付属病院又は臨床研修病院(公的病院を除く)	別添3 P117			
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む)	私立医科大学付属病院、私立歯科大学付属病院又は臨床研修病院(公的病院を除く)	別添4 P125			
医療施設耐震工事等施設整備事業	土砂災害危険か所に存在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	土砂災害危険箇所に所在する医療機関	1～17 P134		左記の病院	要
地域診療情報連携推進事業	(I) Web型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事料を含む。)	1. 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みの提言 2. 既に何らかの地域医療連携の実施されていること、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関が電子カルテシステムを導入済又は開発中であること 3. 構築したWeb型電子カルテの効果を検証し、公表すること(より有効で客観的な指標を用いること) 4. 厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスターの使用 5. 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格に下記を実装すること (1) XML形式(HL7 ver. 2.4以降) (2) DICOM規格	P137		民間病院	要

補助希望概要書 1 (医療施設近代化施設整備事業を除くすべての事業)

(平成19年度～平成21年度)

病 院 名	
所 在 地	
開 設 者	
担 当 者	
連 絡 先	所属 TEL

1 施設整備事業

事業名 (整備事業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)		

事業名 (整備事業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)		

2 設備整備事業

事業名 (整備事業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)		

事業名 (整備事業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)		

(注) 近代化施設整備事業についてのみ、事業計画概要書 2 (医療施設近代化施設整備) に記入の上、提出してください。

補助希望概要書 2 (医療施設近代化施設整備)

(平成19年度～平成21年度)

病院名		所在地	
開設者		病床数	一般 床/療養 床/精神 床/その他 床
担当者		連絡先	所属 TEL

1 整備内容 (○で囲んでください。)

(新築移転 改築 増築 改修)

※「改築」とは、従前の建物を取壊し、ほぼ同程度の建物の新築すること。

「改修」とは、模様替え及び内部改修工事のことで、建築面積等に変更がないもの。

2 計画年度及び事業費

(1) 計画

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
計画の有無			
概算事業費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		

(2) その他 (いずれかを○で囲んでください。)

陰圧等空調整備を併せて行うか (行わない 単独で行う)

3 既存建物及び敷地の状況 (○で囲んでください。)

建物の状況 (自己所有 賃貸借 自己所有及び賃貸借 その他)

敷地の状況 (自己所有 借地 自己所有及び借地 その他)

※建物に賃貸借部分があれば補助対象とならない。

4 整備区域の築後経過年数

整備対象棟 _____ 棟

→

第1棟 築後 年

第2棟 築後 年

第3棟 築後 年

5 医療法人の持分 (開設者が医療法人の場合、どちらかを○で囲んでください。)

持分が (ある ない)

6 病床削減率 (10%以上削減のこと 条件を満たす場合)

_____ %

{	整備対象区域の現在の病床数	_____ 床
	整備対象区域の整備後の病床数	_____ 床

7 整備事業完成後の概要

1床ごとの病室面積 (内法面積) 最大 m² ～ 最小 m²1床当たりの病棟面積 (延床面積/病床数) 最大 m² ～ 最小 m²

8 計画の進捗状況 (どちらかを○で囲んでください。)

平面図・立面図 (有 無) 工事仕様書等 (有 無)

見積書 (有 無) 資金計画 (有 無)

補助金事業計画上の留意点(平成19年度)

1 施設整備

1. 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可) また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
2. 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要があることから、県や国による事業計画の不採択等により、補助金等の交付がされない場合があること)
3. 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金にかかる交付要綱は、現在、国において策定作業中であり、今後、補助内容や補助条件が変更される可能性があること。
4. 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
(なお、県補助金担当者への連絡が遅い場合には、必要な変更も認められない場合がある)
5. 国庫補助(予定)額が1億円以上の施設整備事業においては、請負、その他契約を締結する場合は原則5社以上の競争入札を行うこと。
6. 補助額の多寡にかかわらず、入札結果を県に報告すること。
7. 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
8. 工事着工は、国からの補助事業としての採択内示以降であること
9. 平成19年度末までに必ず工事完了する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば、当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。
10. 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合 建物・・・39年間 防壁・・・50年間

11. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

2 設備整備

1. 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
2. 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要があることから、県や国による事業計画の不採択等により、補助金等の交付がされない場合があること)
3. 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金にかかる交付要綱は、現在、国において策定作業中であり、今後、補助内容や補助条件が変更される可能性があること。
4. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 血液透析器・・・7年間 レントゲン(移動式等を除く)・・・6年間

5. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

照 会 回 答 要 領

医療提供体制施設整備交付金(平成18年度創設)、医療提供体制推進事業費補助金(平成18年創設)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る平成19年～21年度の計画を把握する必要がありますので、以下の要領でご回答いただきますようお願いいたします。

1 配布書類

配布書類は、補助事業一覧表、補助金事業計画上の留意点、補助要望概要書です。

「補助事業一覧表」中の「補助内容」と「主な補助条件」、補助金事業計画上の留意点をご理解の上、平成19年～21年度において、補助を希望する計画がある場合、次の2及び3に従って書類の提出をお願いします。(計画がない場合は回答不要です。)

2 第1回提出 (補助希望概要書1又は2)

補助を希望する場合、平成18年10月19日(木)までに「補助希望概要書1」(近代化施設整備を除く)又は「補助希望概要書2」(近代化施設整備)を保健所設置市の医療担当課又は県保健福祉環境事務所に提出してください。

その際に、第2回提出に必要な様式等をお渡しします。

3 第2回提出

平成18年11月2日(木)までに以下の書類を保健所設置市の医療担当課又は県保健福祉環境事務所に提出ください。

○平成19年度事業の場合

様式(計画書)

施設整備事業費内訳(設備整備の場合は不要)

平面図・見積書等(施設整備の場合) 見積書・カタログ等(設備整備の場合)

別添2「平成19年度事業の説明」

○平成20・21年度事業の場合

様式(計画書)記入できる範囲で結構です。

公印省略

18医指第1791号

平成18年9月26日

病院の管理者 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長
(医務係・地域医療係)

平成19～21年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画の提出
について（照会）

このことについて、平成19～21年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業
費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に関して、別紙「補助事
業一覧表」に該当する補助事業を計画し、補助金を希望される場合は、別紙2「照会回答要領」に
より、関係資料の提出をお願いします。

添付資料 「補助事業一覧表」
「補助希望概要書1・2」
「補助事業計画上の留意点(平成19年度)」
「照会回答要領」

福岡県保健福祉部 医療指導課 松本・井上 TEL：092-643-3273
--